

「災害による減免に関する調書」の書き方

「災害による減免に関する調書」は、市民税・県民税減免申請書と一緒に提出してください。

損害の原因については、「住宅火災」「〇〇地震」「令和〇年台風〇〇号」等具体的な災害を、損害年月日には火災や地震の発生日といったその損害が生じた年月日を記入してください。また、各項目の記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 住宅・家財の損失額の計算

- ・住宅の種類、区分及び構造、被害の区分、浸水時間並びに土砂（海水）の流入については、該当するものを○で囲んでください。
- ・住宅の取得年月日及び床面積については、該当する数字を記入してください。
- ・住宅と家財の損失額の合計を、以下のア・イの合計から求めます。

ア 住宅の損失額

- ・固定資産税に係る評価が明らかな場合（固定資産税課で確認できます）は、①に直近の価格を記入してください。
- ・取得価格が明らかな場合は、その取得の時から損失を生じたときまでの期間の減価償却費の額を差し引いた金額が時価相当額になります（②～④）。
- ・固定資産税に係る価格又は取得価格を基礎とした金額に被害割合（※1）を乗じたものが損失額になります（⑤）。
- ・減価償却費の計算は、以下の数式を用います。
減価償却費＝取得価格×0.9×償却率（※2）×経過年数（1年未満の場合、6か月以上は1年、6か月未満は切り捨てます）
- ・保険金等で補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた語の金額が最終的な損失額（差引損失額）になります（⑥・⑦）。

イ 家財の損失額

- ・取得価額等が明らかな場合、別紙一覧を作成の上、合計額を記載してください（⑧）。なお、家財とは、生活に通常必要な動産で、棚卸資産、事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産（趣味・娯楽のためのもの、貴金属、書画・骨董などで1個又は1組の価額が30万円超のものなど）」のいずれにも該当しない資産をいいます。
- ・取得価額等が明らかでない場合、以下の表により家族構成別家財評価額を求めます（⑨）。

世帯主の年齢	夫婦	独身
～29歳	500万円	300万円
30～39歳	800万円	
40～49歳	1,100万円	
50歳～	1,150万円	

- ・生計を一にする親族がいる場合、大人（18歳以上）1人につき130万円、子ども（18歳未満）1人につき80万円を加算します（⑩・⑪）。
- ・住宅と同様、時価相当額に被害割合（※1）を乗じたものが損失額になります（⑫）。
- ・保険金等で補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた語の金額が最終的な損失額（差引損失額）になります（⑬・⑭）。

※1 別表1「被害割合表」を参考にしてください。

※2 別紙2「住宅の償却率」を参考にしてください。

2 災害関連支出の計算

(1) 支出内訳

- ・原状回復のための支出と、取壊、除去等の費用に係る支出の内訳を記入しま

す。原状回復のための支出とは、災害による被害を受けた資産を元通りにするための支出のことをいいます。この場合において、資産価値を従前より増加させるものは、資本的支出となりますのでご注意ください。

- ・支出に関し、支払先の名称等、工事の内容、支払年月日、支払金額とその内訳を記入してください。このうち、「原状回復のための支出」については、内訳により原状回復を図るものと、原状回復と資本的支出の区分ができないものの30%相当が当該支出に該当するものとなります。

(2) 災害関連支出額の計算

- ・支出額から損害額を差し引いた額、又は損害額と原状回復のための支出額を比較しいずれか大きい方の金額から保険金等で補填される額を差し引いた額が、原状回復に係る災害関連支出額（限度額）となります。この場合において、損害額が支出額を上回るときは、当該災害関連支出額は0とします（⑩～⑲）。
- ・取壊や除去に要した費用の合計額から保険金等で補填される額を差し引いた金額が、取壊や除去に係る災害関連支出額となります（⑳～㉔）。
- ・原状回復に係る災害関連支出額と取壊や除去に係る災害関連支出額を合計して、災害関連支出額全体の額を求めます（㉕）。

3 「損害の程度」の計算

住宅と家財に被害を受けた場合と、家財のみに被害を受けた場合で計算方法が異なります。「1 住宅・家財の損害額の計算」で求めた額を基礎として計算してください（⑳～㉔）

4 添付書類

次の書類により、記載された諸事項を確認しますので、添付をお願いします。

- ・罹災証明書
- ・災害関連支出に係る領収書
- ・固定資産評価証明書又は名寄帳

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊		100%	100%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいう。
	(倒壊に準ずるものを含む)				住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合をいう。
	半壊		50%	50%	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいう。
	一部破損		5%	5%	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいう。
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80% (65%)	100% (100%)	<ul style="list-style-type: none"> 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には下段のかつこ書の割合を使用する。なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用する。 「床上」とは、床板以上の浸水をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え、平屋の割合を使用する。 「二階建以上」は、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいう。
		二階建以上	55% (40%)	85% (70%)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75% (60%)	100% (100%)	
		二階建以上	50% (35%)	85% (70%)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60% (45%)	90% (75%)	
		二階建以上	45% (30%)	70% (55%)	
	床上 50cm未満	平屋	40% (25%)	55% (40%)	
		二階建以上	35% (20%)	40% (25%)	
床下		15% (0%)	-		

別表2 住宅の償却率

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚4mm超	40年	0.025
	骨格材の肉厚4mm超	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034